

論点 1 ～ 9 関連（追加資料）

資料目次

(論点1)

・技能実習2号修了者の実習修了後の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

(論点5)

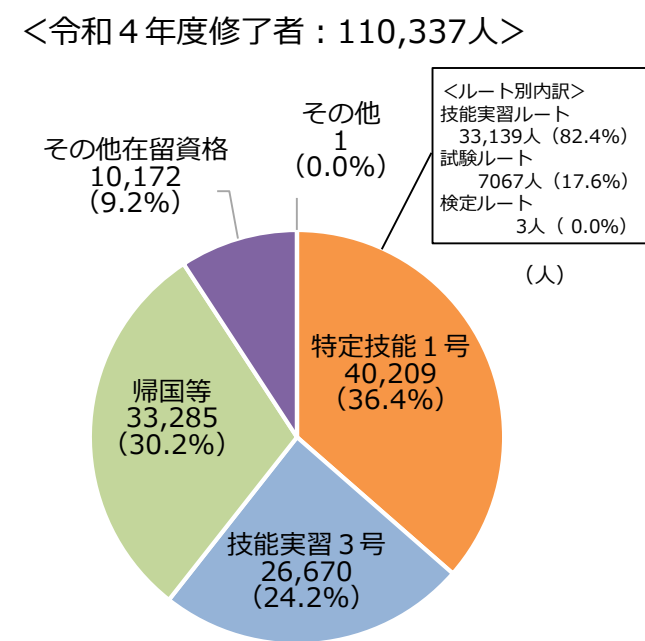
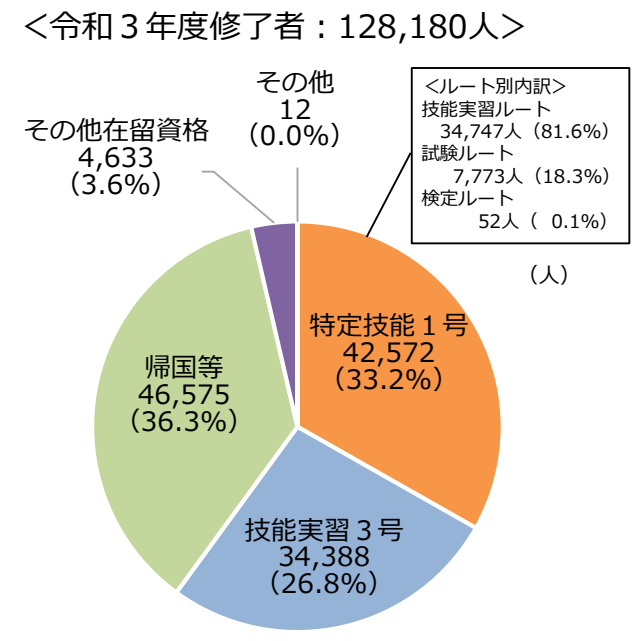
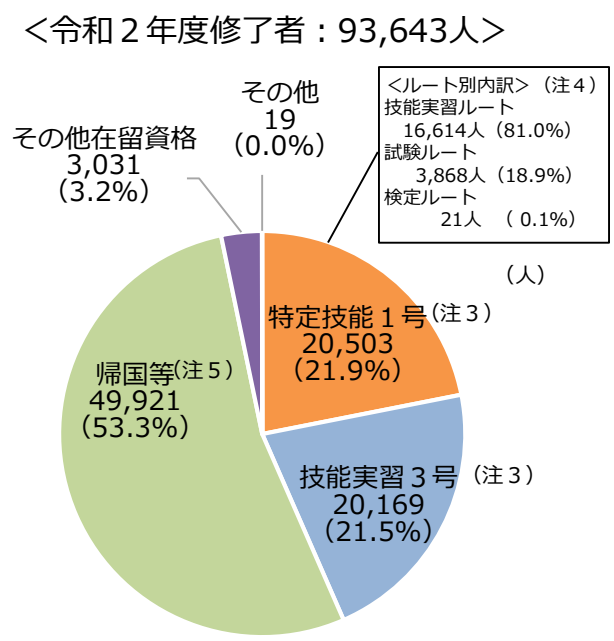
・監理団体が実習監理を行った実習実施者数・・・・・・・・・・・・P. 2

技能実習 2号修了者の実習修了後の状況

- 技能実習 2号修了者（注1）の実習修了後の状況（注2）は、令和2年度修了者及び令和3年度修了者では「帰国等」の割合（令和2年度53.3%、令和3年度36.3%）が最も多く、令和4年度修了者では「特定技能1号」の割合（36.4%）が最も多くなっている。
- 「特定技能1号」のルート別の割合は各年度修了者のいずれにおいても「技能実習ルート」（令和2年度81.0%、令和3年度81.6%、令和4年度82.4%）が最も多くなっている。

（注1）「技能実習 2号」の在留資格の許可を受けた日から1年10か月以後に①帰国した者、②在留資格を変更した者を対象（いずれも行方不明に係る届出があった者を除く）
 （注2）各年度の技能実習 2号修了者の実習修了後直近の帰国日又は在留資格変更許可日を基に集計

技能実習 2号修了者の実習修了後の状況（暫定値）



（注3）注1①のうち、改めて入国し、令和5年6月末時点で「特定技能1号」又は「技能実習3号」で在留している場合は、それぞれ当該資格で計上
 注1②のうち、「特定技能1号」又は「技能実習3号」以外の在留資格に変更した者は、令和5年6月末時点の在留資格等で計上
 （注4）「技能実習ルート」：技能実習2号良好修了につき試験免除
 「試験ルート」：特定産業分野別の技能試験・日本語試験に合格
 「検定ルート」：建設分野・自動車整備分野の技能検定・日本語試験に合格
 （注5）「帰国等」については、「特定技能1号」又は「技能実習3号」以外に変更後、帰国した者を含む。
 （注6）表中の構成比は小数点第二位を四捨五入

監理団体が実習監理を行った実習実施者数

○ 令和3年度に監理団体が実習監理を行った実習実施者数（注）は、1者が最も多く（207団体）、次いで2者（172団体）となっている。

（注）監理団体（3,469団体）から監理事業を行う事業所ごとに外国人技能実習機構に提出された令和3年度事業報告書に基づいて出入国在留管理庁において業務上集計したもの。なお、当該監理団体のうち、688団体は実習監理を行っていない。

